

【神戸の土地区画整理事業】

◇明治～大正

- ・ 明治元年—英人技師ハートによる居留地整備工事（近代的な市街地整備）
- ・ 明治中期以降—「土地改良二係ル件」（明治30年）による新道開鑿事業
（兵庫、長田、葺合など）
- ・ 大正3年以降—旧耕地整理法（明治32年）による耕地整理事業
（西部、北部、西灘など）
- ・ 大正12年—旧都市計画法（大正8年）による最初の土地区画整理組合
以後、終戦までに27組合

◇昭和～戦前

- ・ 昭和13年—阪神大水害 市内人口、戸数の7割が被災
- ・ 昭和20年—神戸大空襲 市街地の6割が焼失、壊滅的な被害

◇戦後

- ・ 昭和21年—「神戸市復興基本計画要綱」 約2,690ha
（神戸復興2,149ha、東灘復興541ha）の復興に着手 最終的には、2,207.5ha
- ・ 昭和30年代～都市改造に着手 経済の復興と自動車交通に対応する街
- ・ 昭和40年代～新市街地の整備に着手 スプロールの防止と住宅地の供給
- ・ 昭和50年代～より質の高い都市整備を目指す土地区画整理事業
- ・ 昭和60年代～インナーシティ対策としての土地区画整理事業

◇震災からの復興

- ・ 平成7年1月17日 阪神・淡路大震災 東灘～須磨の約6,000haが被災
- ・ 平成7年3月17日 震災復興土地区画整理事業施行区域 124.6haの都市計画決定
- ・ 平成8年11月5日 震災復興土地区画整理事業施行区域 18.6haの追加都市計画決定
（施行区域計 143.2ha）

【日本における土地区画整理の動き】

- ・ 1899年（明治32年）旧耕地整理法制定。これを準用して「区画整理」が始まる。
- ・ 1919年（大正8年）旧都市計画法制定。「区画整理」が位置づけられる。
- ・ 1923年（大正12年）旧特別都市計画法制定。関東大震災の復興事業の実施。
- ・ 1946年（昭和21年）新特別都市計画法制定。第二次世界大戦の復興事業の実施。
- ・ 1954年（昭和29年）「土地区画整理法」制定。
- ・ 1968年（昭和43年）「都市計画法」制定。都市計画の中で体系化される。